

2 ベビーシッター利用料等補助 両立支援



(1) 趣旨

子供を持つ教職員が出産・育児等を理由にキャリアを断念することがないように、業務と育児を両立させることを目的として、ベビーシッターや一時託児の利用料等の補助を行う。

(2) プログラム内容

業務と育児の両立に必要な、ベビーシッターや託児施設の利用料等を補助する。

- ◎ 四半期ごとに当該期間の利用分の申請を受け付け、審査によって必要性が認められる利用分について採択とし、補助を行うものとする。

- ◎ **補助金額は、1日分につき5,000円、1ヶ月分につき30,000円を上限とする。**

ただし、申請状況及び予算状況によっては**申請額より補助額が減額されることがある。**

- ◎ **2023年度第3回の対象は、原則として2023年10月1日～12月31日の期間に利用し、領収書が発行された分とする。**

- ◎ 補助対象は、下記に挙げるような業務と育児との両立を目的としたベビーシッター、託児施設における一時保育などの保育業務（送迎に係る交通費、早朝、夜間の割増料金含む）に係る費用とする。

※ 会議、打ち合わせ、入試業務、論文執筆や実験、学生指導等、**勤務時間外**の業務。

※ 学会参加や学内外委員会等出席、打ち合わせ等のための**出張**。

※ 通常通園・通学している保育所・幼稚園や小学校が利用できず（長期休み除く）、一時保育等を利用しなければ申請者の業務に支障が生じる場合。

※ 子または申請者の傷病等、不測の事態。

- ◎ 下記に掲げるものは補助対象外とする。

※ 月額制の延長保育料や学童保育料など、日常的な保育の一環とみなされるもの・利用が恒常となっているもの（学内・学外施設ともに）。

※ 本学学内保育施設（青葉山みどり保育園、川内けやき保育園、星の子保育園）の一時保育利用及び軽症病児・病後児保育室（星の子ルーム）の利用。

※ 家事代行等の附帯的な料金や、入会金・年会費・キャンセル料等。

※ 幼稚園等に入園している場合、当該幼稚園で実施されている預かり保育時間内の利用。

※ **個人でシッティングを行っている方に依頼した場合の謝礼、および個人間の契約。**

- ◎ **補助対象の基準はセンターHPの「[TUMUG 支援事業・よくある質問と回答\(PDF\)](#)」もご参照ください。**

(3) 申請資格

本学に所属するすべての教職員（非常勤職員を含む）、学生（博士課程後期3年の課程、医学履修課程、歯学履修課程もしくは薬学履修課程の在學生）および本学を受入研究機関とする学術振興会特別研究員（SPD/PD/RPD/DC）のうち、同居する小学校6年生までの子の育児を現に自ら行っている者。

※ ただし、申請者の他に日常的に養育できる者がいる場合は、申請できない。

※ 非常勤職員については、月の勤務時間が64時間以上を対象とする。

(4) 申請書類

- ◎ 別紙2 「2023年度ベビーシッター利用料等補助利用申請書（第3回）」
- ◎ 別紙7 「利用申請に係る評価項目調書」
- ◎ 別紙8 「協力事項調査」
- ◎ 申請資格について確認できる書類の写し
 - ※ 子の年齢を証明できる健康保険証や住民票、パスポート等
- ◎ 期間中の利用内容について確認できる書類（各利用毎）
 - ※ 領収書（原本） ※宛名は**申請者本人のフルネーム**を記載してもらうこと
 - ※ 利用内容内訳、時間単価が確認できる資料

(5) 申請締切（第3回）

2024年1月26日（金）必着

(6) 提出先

- ◎ ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン(以下 DEI とする)推進センター
- ◎ 申請者は Google フォームで申請してください。その際に申請書類を PDF にして Google フォームに添付、**領収書は学内便で送付の上、2024年1月26日（金）（必着）までに DEI 推進センターへご提出ください。** Google フォームは公募開始と同時に DEI 推進センターの WEB ページでお知らせいたします。

(7) 審査

- ◎ DEI 推進センター内に設置する審査会において書類選考を行う
- ◎ 選考過程において追加書類の作成・提出や面接を実施することがある。
- ◎ 採択日は 2024 年 2 月中旬（予定）。

(8) 年度報告

採択者は別途指定する方法により、報告書を作成すること。

(9) その他

- ◎ 第1回（2023年4月1日～6月30日利用分）は2023年7月28日（金）
第2回（2023年7月1日～9月30日利用分）は2023年10月27日（金）
第3回（2023年10月1日～12月31日利用分）は2024年1月26日（金）
第4回（2024年1月1日～3月7日利用分）は2024年3月8日（金）
- ◎ 原則、各回に定める期間内で、かつ領収書が発行されている利用のみ申請を受け付ける。やむを得ない事由がある場合は別途相談のこと。ただし、年度をまたいでの申請は不可とする。
- ◎ 申請額に上限は設けないが、その採否および採択額は予算状況による。
- ◎ 採択者は DEI 推進委員会及び DEI 推進センターからの下記のような DEI 推進に係る依頼に可能な限り協力すること。（採択において考慮する場合もある。）
シンポジウム・セミナーの参加やポスター発表、アンケートの回答、広報資料への寄稿等
- ◎ 本制度により得た研究成果を発表する場合は、本制度により支援を受けたことを必ず明記すること（別紙 Q&A に例を示しています）。
- ◎ 必要に応じて追加資料を提出いただくことがある。